

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、さぬき市寒川土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業加藤地区）計画を変更することについて平成19年12月27日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成20年1月18日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成20年1月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀